

忘れないで！

税金は納期限まで

税金は住民福祉向上のための事業や施設整備、教育の充実に必要な市民共有の財産です。納期限までに納めましょう。

市税の納付方法

市内に本支店がある金融機関、郵便局、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。店舗名などは納税通知書に記載されています。

※納付の際には納税通知書の期別を確認してください

口座振替のご利用を

自動的に納税できて便利です。通帳と届け出印を用意して、市内の金融機関または郵便局で手続きしてください。

休日納税相談窓口

平日に税金を納めるのが難しい人や納付に関する相談は、月

令和2年度休日納税相談窓口日程表

令和2年	4月19日(日)	令和2年	10月18日(日)
	5月17日(日)		11月15日(日)
	6月21日(日)		12月20日(日)
	7月19日(日)	令和3年	1月17日(日)
	8月16日(日)		2月21日(日)
	9月27日(日)		3月14日(日)

時間 午前8時30分～午後5時

災害や失業などの事情により、納期ごとの納付が困難な人などへの対応をしています

納税相談

納付できる税金の種類
市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

忘れていませんか

「納付書をしまい忘れていた」「口座振替にしていたが残高不足で振り替えできず未納になっていた」などの理由で納税を忘れていませんか。ご確認ください。

市税を滞納すると

納期限内に税を納めている大多数の納税者との公正・公平を確保するため、法律で定める厳正な滞納処分を執行します。

具体的には債権(給料、年金、売掛金など)、不動産土地、家屋、動産、自動車などの財産を差し押さえます。納期限内に納めてください。

問い合わせ

収納課納税係 ☎内線3031、収納整理係 ☎内線3034へ

住民税が源泉徴収されている

上場株式等譲渡所得

配当所得の申告選択制度について

問い合わせ 課税課市民税係 ☎内線3012

源泉徴収ありを選択した特定口座内の上場株式等譲渡所得や、住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当所得(以下「当該上場株式等の所得」と表記)は、地方税法の改正により、当該上場株式等の所得を含めた確定申告を提出し、かつ、市県民税申告書を提出期限内に提出した場合、所得税と住民税で異なる課税方式(総合課税・分離課税・申告不要)を選択できるようになりました。

- 対象 当該上場株式等の所得を確定申告した人
- 市県民税申告書提出期限 5月14日(木)
- 普通徴収対象者 6月8日(月)申告に必要なもの
- ・ 印鑑
 - ・ 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード(通知カードの場合は、他に運転免許証などの身元確認書類)
 - ・ 確定申告書の控え

住民税で申告不要を選択した場合には、配当割の控除などは受けられなくなりますが、被扶養者判定や国保税、介護保険料などの住民税の所得を基準に算定されるものの所得には含まれなくなりません。源泉徴収対象外の上場株式等譲渡所得や、住民税が源泉徴収されていない配当所得(非上場株式の配当)は、この制度は適用できません。

